地方公共団体普及促進専門委員会における検討事項等(案)

1. 検討の趣旨

(1)検討の目的

環境配慮契約法は、平成24年11月に施行後5年が経過したところである。法の附 則第2項に定められたとおり、5年が経過した場合において法の施行状況等について 検討を加え、必要に応じ、所要の措置を講ずるものとされている。このため、昨年度 は、「法附則第2項に基づく専門委員会(以下「5年目専門委員会」という。)」を設 置し、本年度において本格的な検討を実施するため、法の施行状況等の検討に当たっ て必要となる基本方針に定められた5つの契約類型ごとに、国及び独立行政法人等に ついては、環境配慮契約の締結実績等の状況把握・整理、分析及び課題抽出等を、ま た、全地方公共団体に対して、環境配慮契約の取組状況や課題等の把握等を目的とし たアンケート調査を行った。

その結果、国及び独立行政法人等における省エネルギー改修事業(ESCO事業)に 係る契約実績が必ずしも十分な実績をあげているとは言い難い状況にあること、法 律上は努力義務であるが、環境配慮契約の取組が進展していない状況にある地方公 共団体等に対し、効果的な環境配慮契約の普及促進方策の検討が必要であること等 が課題として指摘されたところである。

本年度は、5年目専門委員会において指摘された課題等を踏まえ、環境配慮契約法 基本方針検討会の下に ESCO 事業の実施拡大に向けた対象要件の整理、具体的な普 及方策等を検討するための「ESCO 専門委員会」及び地方公共団体に対する普及促進 方策を検討する「地方公共団体普及促進専門委員会」の2つの専門委員会を設置し、 具体的な検討を実施するものとする。

(2)検討の方法

とする。

検討に当たっては、学識経験者、地方公共団体職員等が参画する「地方公共団体普 及促進専門委員会」を設置し、専門委員会における議論を踏まえ、検討を進めるもの

¹ 平成 25 年 7 月 26 日に開催された「第 1 回環境配慮契約法基本方針検討会」において専門委員会の設 置に関して了承済み。

2. 検討事項等

(1)アンケート調査及び結果の分析

環境省においては、地方公共団体の環境配慮契約の実施状況を把握し、その普及 方策等の検討に係る基礎資料とすることを目的に、法施行直後の平成 20 年度より毎 年度「地方公共団体の環境配慮契約に関するアンケート調査」(以下「アンケート調 査」という。)を実施してきた。昨年度は、5年目専門委員会において平成 24 年度 までのアンケート調査について、整理・分析を行い、地方公共団体の環境配慮契約 の推進に当たっての課題等が示されたところである。

このため、昨年度実施した検討結果、及び8月頃を目途に実施するアンケート調査 (資料5)参照)結果等を踏まえ、本専門委員会において、地方公共団体における環境 配慮契約の推進に当たっての課題の解決、契約類型別の具体的な普及方策等をとり まとめ、地方公共団体に対する普及促進を図るものとする。

さらに、地方公共団体における環境配慮契約への取組を促進する観点から、アンケート調査結果について整理・分析を行う。

なお、地方公共団体における ESCO 事業への取組に係るアンケート調査結果については、ESCO 専門委員会における議論に反映するものとする。

(2) 地方公共団体への普及促進方策の検討

昨年度の5年目専門委員会におけるとりまとめにおいて指摘された、地方公共団体に対する環境配慮契約の全般的な認知度・理解度の向上方策、契約方針の策定支援、契約類型ごとの効果的な普及方策について、提供する情報内容及び提供手法(ツール)等を有効性・容易性等の観点から精査・検討の上、適切に組み合わせた普及促進方策を定め、可能なものから順次実施するものとする。

また、上記(1)のアンケート調査結果について、環境配慮契約の普及促進の観点から、各地方公共団体に対して効果的なフィードバックのあり方を検討するとともに、併せて、各団体の環境配慮契約への取組状況、年度末に開催しているブロック説明会への参加状況等を適切に反映した取組状況の公表方法等についても検討を行うものとする。

地方公共団体における環境配慮契約の取組状況、課題等について 【平成 24 年度 5 年目専門委員会とりまとめ地方公共団体部分の抜粋】

すべての地方公共団体 1,789 団体 (平成 24 年 4 月 1 日現在)を対象に、環境配慮契約の取組状況等についてアンケート調査を行い、本専門委員会において、2 回にわたって課題等の検討を行った。調査結果の概要は、以下のとおり。

(1)調査結果の概要

- <u>環境配慮契約法の認知度</u>は、法施行 5 年を経て「聞いたことがない」との回答は大きく減少し一定の進展がみられたが、理解度の向上は微増にとどまっている
- 「契約方針」の策定状況は、全体の1割が「策定済み」と回答し、都道府県・政令市は3割と高いものの区市は12.5%、町村は5.5%となっている。一方、「策定予定なし」との回答は、全体の7割、区市68.4%、町村73.9%にのぼる。過去5年で策定団体数は着実に増加しているものの、「今後策定予定」あるいは「今後策定したい」との回答は頭打ちの状況
- 環境配慮契約に取り組む上での阻害要因は、「人的余裕がない、担当者の負担増」、「財政的な余裕がない」が区市、町村を中心にあげられている
- 環境配慮契約の進展のために国はどのような取組を進めるべきか聴取したところ、「他の地方公共団体の取組状況に関する情報提供」が最も多く、次いで「環境配慮契約の環境負荷低減効果、メリットに関する情報提供」となった

(2)地方公共団体における主な課題

地方公共団体における環境配慮契約の取組にかかる課題について、団体規模別、契約類型別等で抽出を行い、検討を行った。主な内容は以下のとおり。

- <u>法の認知度、理解度</u>に関しては、団体規模により大きく異なり、規模が小さくなるにつれて「理解している」が減り、「きいたことはあるが、内容は理解できていない」が増えている。特に、町村では1割が「聞いたことがない」と回答しており、中小規模団体を中心に全体として周知が不足している
- <u>取組の阻害要因</u>に関しては、中小規模団体で「人的余裕がない、担当者の負担増」が多く、担当者がいない・少ないといった要因が全体としても最も大きくなっている。大規模団体では、「各課部局で契約が行われているため、一括した環境配慮契約ができない」が多くなっており、組織間での調整が課題となっている
- 「電気の供給を受ける契約」に関しては、都道府県・政令市といった一定規

模以上の団体では取り組まれているものの、中小規模団体では非常に少ない。阻害要因としては、大規模団体では基準設定等の難しさのほか、新電力の参入状況や供給力の観点から安定供給を懸念する要因があげられている。一方、中小規模団体では「制度自体を理解できていない」が多いほか、施設規模が小さく費用対効果に見合わない、入札不調の場合契約金額が上がる懸念等があげられており、団体規模により阻害要因が異なっている

- 「自動車の購入・賃貸借に係る契約」に関しては、都道府県・政令市では1割が全庁的な取組を行っているものの、規模に寄らず8割以上が「現在のところ、取り組む予定なし」としている。要因としては、大規模団体ではグリーン購入法に基づく取組を既に行っていること、中小規模団体では調達台数が少なく必要性が感じられないこと、等があげられている
- 「船舶の調達に係る契約」に関しては、取組団体が極めて少ない状況であり、 要因としては全体の9割近くが「船舶の調達がない」としていること、調達 がある団体でも調達隻数および頻度が少なく、数年、十数年に一度である ため、「現在のところ取り組む予定なし」が多くなっている
- 「ESCO事業に係る契約」に関しては、都道府県・政令市では5割の団体で実施実績があるものの、中小規模団体では「制度自体の理解不足」、「多額の初期投資の予算化が困難」等の要因により実施団体は少ない。その他、老朽化した施設の建て替え・耐震工事等を優先する必要がある、施設規模が小さい場合にESCO事業者の応札がない、事業にかかる費用以上のコスト削減を保証されるESCO事業であっても施設管理部門と光熱水費負担部門が異なり組織間調整が困難、といった要因も考えられる
- 「建築物の設計に関する契約」に関しては、都道府県・政令市の1割が「環境配慮型プロポーザル方式を採用」としているが、多くは「現在のところ取り組む予定なし」となっている。阻害要因としては、「技術提案にどのような項目設定すればよいか分からない」といった契約方式に関するもののほか、小さな規模の団体では「当面、新しい施設の建築や大規模改修の予定がない」があげられている

(3)効果的な導入促進方策の検討

抽出された課題を踏まえ、5年目専門委員会において以下のような指摘がなされた。

- 全体的に環境配慮契約法に関する周知が行き渡っていない状況であり、認知度、理解度の向上策が先決
- 「電気の供給を受ける契約」や「自動車の購入・賃貸借に係る契約」等、団体規模別、契約類型別の取組の実情、課題等を踏まえた対策が必要
 - 「電気の供給を受ける契約」については新電力側の対応状況も考慮する

必要があるが、「自動車の購入・賃貸借に係る契約」については取組拡 大の可能性がある

- 「ESCO 事業に係る契約」や「省エネチューニング」等、取組拡大が期待される契約類型については、好事例や大きな効果が見込まれる事例等に関する情報提供が重要
- 「ESCO 事業に係る契約」や「建築物の設計に関する契約」等、実施頻度は 少ないものの環境負荷低減効果が大きな契約類型については、大規模団体 での取組を促すための方策が必要
- 環境負荷削減効果がより大きいと考えられる人口集中地域での取組を促進 するため、人口カバー率等での進捗管理が必要

(4) 具体的な導入促進方策等について

5年目専門委員会における検討を踏まえた、今後取り得る具体的な方策については、以下のとおり。

① 環境配慮契約の認知度、理解度の向上方策について

- 「環境配慮契約法取組事例データベース」による他団体の取組状況に関する 情報提供
- 環境配慮契約の進展に役立ったものとして多くあげられた「環境配慮契約導入のための地方公共団体マニュアル」の活用
- 「環境配慮契約法基本方針全国説明会」による主に都市域を対象とした情報 提供

② 情報提供の内容について

- 担当者負荷の軽減方策や費用対効果、組織間の円滑な調整・連携等に関す る他団体の好事例
- 「電気の供給を受ける契約」については、新電力との契約形態等に関する先 進事例
- 「自動車の購入・賃貸借に係る契約」については、グリーン購入法との対比 による位置づけや効果の違い、地方公共団体において総合評価落札方式を 採用する場合の学識経験者からの意見聴取等に関する情報提供
- 「船舶の調達に係る契約」や「建築物の設計に関する契約」については、頻度が少ないものの1件当たりの環境負荷低減効果が大きいこと等に関する情報提供
- 「ESCO 事業に係る契約」については、防犯灯の LED 化といった新たなサービスに関する情報提供

③ 地方公共団体における取組状況の進捗把握について

- 団体規模別での状況把握のほか、当該市区町村の人口規模による人口規模 別、人口カバー率での進捗状況等の把握
- 「省エネチューニング」の導入状況について、ESCO事業者に発注する事業 と団体自らが実施する省エネ対策とを明確化した把握